

信濃町公共施設等総合管理計画

策定：平成 28 年 3 月

改訂：令和 4 年 3 月



長野県 信濃町

目次

第1章 はじめに	1
1. 公共施設等総合管理計画の策定の背景・目的	1
2. 本計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 対象とする公共施設等	3
第2章 人口動向	4
第3章 財政の状況と課題	5
1. 財政状況と課題	5
2. 歳出の推移	6
3. 歳入の推移	7
4. 経常収支比率	8
5. 基金残高の推移	9
6. 地方債残高の推移	9
第4章 信濃町の公共施設等の現況	10
1. 建築物系施設の状況	10
（1）建築物系施設の分類	10
（2）建築物系施設の保有量	11
（3）対策実施状況	12
（4）老朽化の状況	13
2. インフラ施設の状況	16
（1）インフラ施設の保有量	16
（2）対策実施状況	17
第5章 公共施設等にかかる将来負担の見通し	18
1. 公共施設等にかかる費用の概要	18
2. 将来の建築物系施設の更新費用	19
3. 将来のインフラ施設の更新費用	21
第6章 公共施設等の課題	22
1. 施設の老朽化	22
2. 財源の確保	22
3. 住民ニーズの変化	22
第7章 基本的な方針と目標	23
1. 基本方針	23
（1）公共施設等の長寿命化の推進	23

(2) 建築物系施設の延べ床面積の縮減.....	23
(3) 安全の確保.....	24
(4) 総合的かつ計画的な管理.....	24
(5) 民間活力の導入の検討.....	24
(6) 広域的な連携を検討します.....	24
2. 目標.....	25
(1) 建築物系施設.....	25
(2) インフラ系施設.....	26
3. 管理体制.....	27
第8章 施設類型ごとの管理に関する基本方針.....	28
1. 建築物系公共施設の維持管理方針.....	28
(1) 住民文化系施設.....	28
(2) 社会教育系施設.....	28
(3) スポーツ・レクリエーション系施設.....	28
(4) 子育て支援施設.....	29
(5) 行政系施設.....	29
(6) 公園.....	29
(7) 供給処理施設.....	29
(8) 医療施設.....	30
(9) 学校教育系施設.....	30
(10) 公営住宅.....	30
(11) その他.....	30
2. インフラ施設の維持管理方針.....	31
(1) 道路.....	31
(2) 橋りょう.....	31
(3) 上下水道.....	31
第9章 フォローアップの実施方針.....	32
1. フォローアップの進め方.....	32
2. 町議会や町民との情報共有.....	32

第1章 はじめに

1. 公共施設等総合管理計画の策定の背景・目的

全国の自治体において、過去に建設された多くの公共施設等が、今後、更新の時期を迎えます。その一方で、多くの自治体で人口が減少しており、財政は厳しい状況となっています。

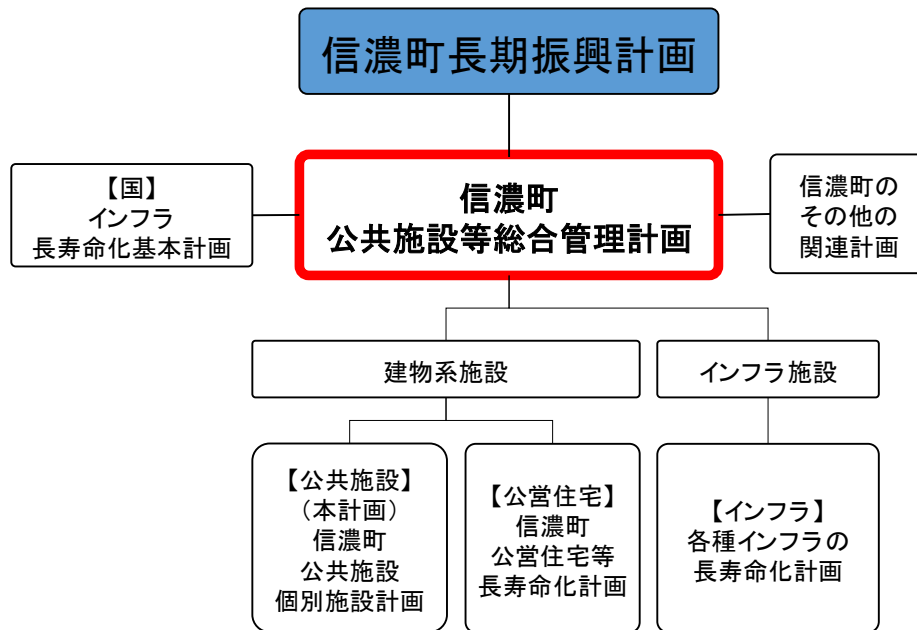
このような中、国は平成 25 (2013) 年 11 月にインフラの老朽化対策推進を目的として「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。これに基づき、全国の自治体に対して、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 (2014) 年 4 月）により、自ら保有する公共施設等の状況を整理し、基本的な管理等の方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

信濃町（以下、「本町」という。）においても厳しい財政状況が続く中で、「信濃町町営住宅長寿命化計画」、「信濃町橋梁長寿命化修繕計画」、「信濃町水道事業ビジョン」などの個別施設管理計画を策定し、公共施設等の老朽化対策に取り組んできたところです。しかし、今後の人口減少等の影響を受け、利用需要が大きく変化することが予想されます。これを受け、本町では、公共施設等の全体状況を明らかにし、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するため「信濃町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「信濃町第 6 次長期振興計画（以下、「振興計画」という。）」で示された基本方針を反映し、「インフラ長寿命化基本計画」が求める本町が保有する公共施設等の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものです。

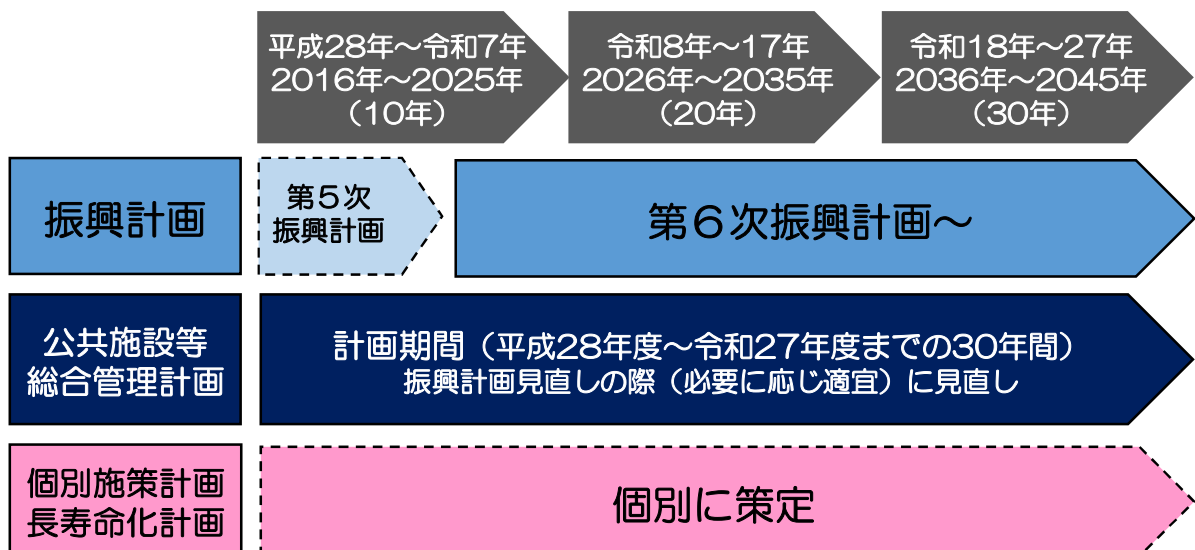
個別施設ごとの具体的な計画は、「信濃町公共施設個別施設計画」、「信濃町町営住宅長寿命化計画」、「信濃町橋梁長寿命化修繕計画」、「信濃町水道事業ビジョン」など既存の公共施設等に係る各計画で構成されます。



図表 1：本計画の位置づけ

3.計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の寿命が数十年であり、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 28（2016）年度から令和 27（2045）年度の 30 年間とします。



図表 2：本計画の計画期間

4.対象とする公共施設等

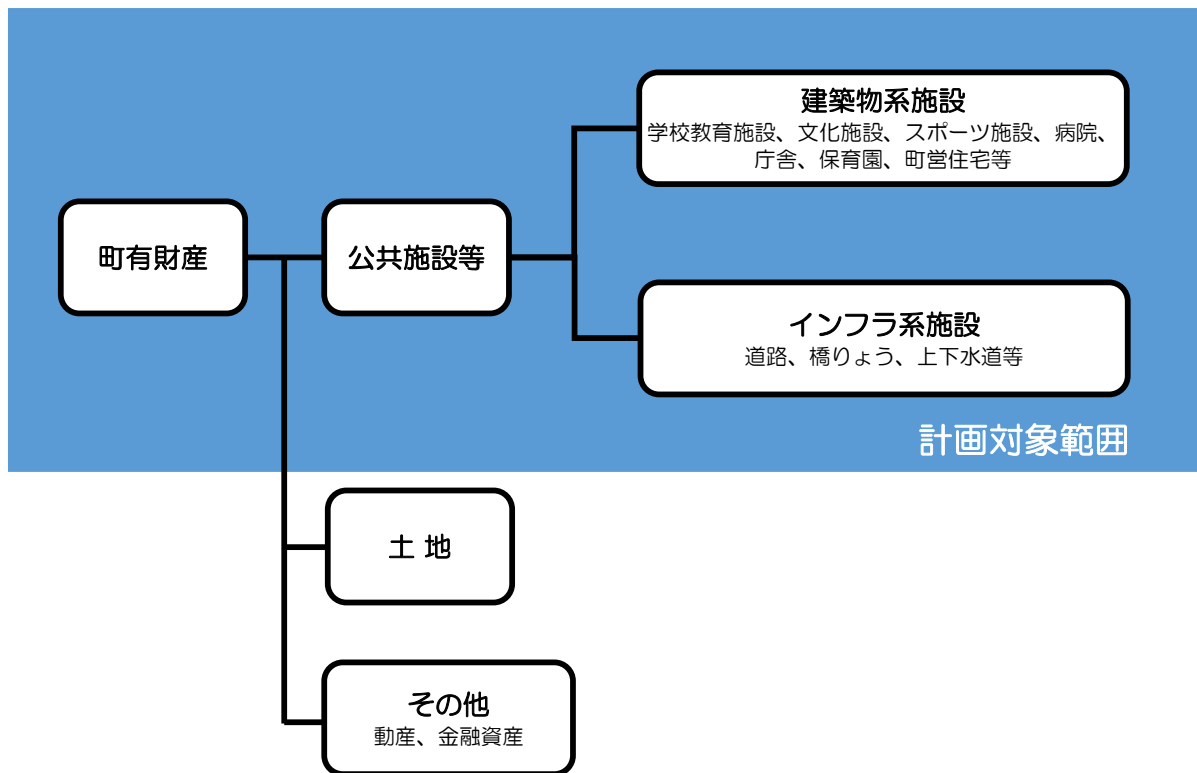
本計画の対象は、本町が保有する「公共施設等」です。「公共施設等」は、大きく「建築物系施設」、「インフラ系施設」の2つに分けられます。それぞれの定義は下記のとおりです。

(1) 建築物系施設

建物を有する施設のことをいいます。公園等に設置している公衆トイレや小屋等の建築物は公共施設に含みます。

(2) インフラ系施設

インフラはインフラストラクチャー (infrastructure) の略称で、産業や生活の基盤として整備される施設（建築物系施設を除く）のことです。具体的には、道路、橋りょう、上水道、下水道のことをいいます。



図表 3：本計画の対象範囲

第2章 人口動向

本章では人口動向をとりまとめ、公共施設等の需要や税収の変化を明らかにします。

信濃町の人口は昭和 35（1960）年の 13,703 人をピークに減少に転じ、平成 27（2015）年には 8,461 人となっています。昭和 35（1960）年と比較すると 5,243 人減少しています。年齢 3 区分別人口でみると昭和 55（1980）年以降、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は減少し続け、老年人口（65 歳以上）は増加し続けています。

今後、令和 2（2020）年に策定した「信濃町第 6 次長期振興計画」に沿い、人口減少を食い止め、令和 11（2029）年に人口 7,000 人以上を維持すべく、様々な施策を実施していますが、人口減少、人口構成の変化は避けられません。このような変化は、公共施設に対するニーズの変化、税収の減少、扶助費等の歳出の増加を招き、公共施設等のあり方に影響を与えたと考えられます。



※信濃町第 6 次長期振興計画国勢調査、住民基本台帳より独自に推計したもの
 ※平成 27 年の人口は年齢不詳（8 人）を除いたものである

図表 4：信濃町の人口推計と将来推計（年齢不詳人口は除く）

第3章 財政の状況と課題

本章では、本町の財政状況と課題を整理します。

1. 財政状況と課題

財政状況と課題を下記にまとめます。

- 歳出の内訳をみると積立・投資・貸付金が大きく増加しています。そのほかに人件費、扶助・補助費、積立・投資・貸付金が増加しています。一方、普通建設事業費は減少しています。公共施設等を維持するための維持補修費については、大きく変化していません。
- 歳入は増加傾向していますが、今後、人口減少などにより地方税収入の増加が見込めないことから、今後は、さらに厳しい状況になると考えられます。
- 本町の経常収支比率は、平成 24（2012）年度以降、類似団体よりも高い値となっています。
- 令和 2（2020）年度は歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対策を講じたことにより、大きく増加しています。

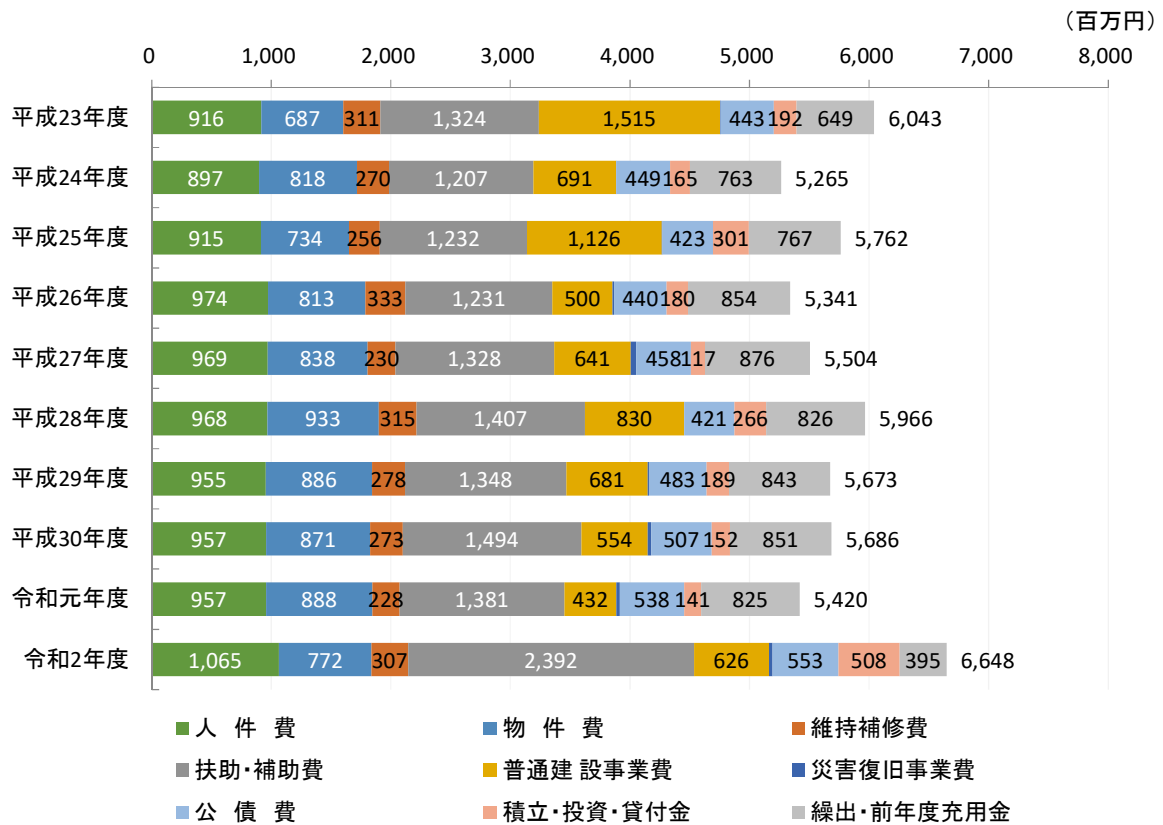
以下に歳出、歳入、経常収支比率に分けて詳細を記します。

2. 歳出の推移

歳出の推移をみると平成 24（2012）年度に減少したものの、平成 28（2016）年度にかけて増加していました。平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて再び減少しています。

歳出の内訳をみると平成 22（2010）年度と比べると、積立・投資・貸付金が大きく増加しています。そのほかに人件費、扶助・補助費、積立・投資・貸付金が増加しています。一方、普通建設事業費は減少しています。公共施設等を維持するための維持補修費については、大きく変化していません。

維持補修費は、施設の老朽化が進むことで、今後も増加すると考えられます。また、扶助費は、高齢化率の上昇が予想されることから、この増加傾向は今後も続くものと考えられます。



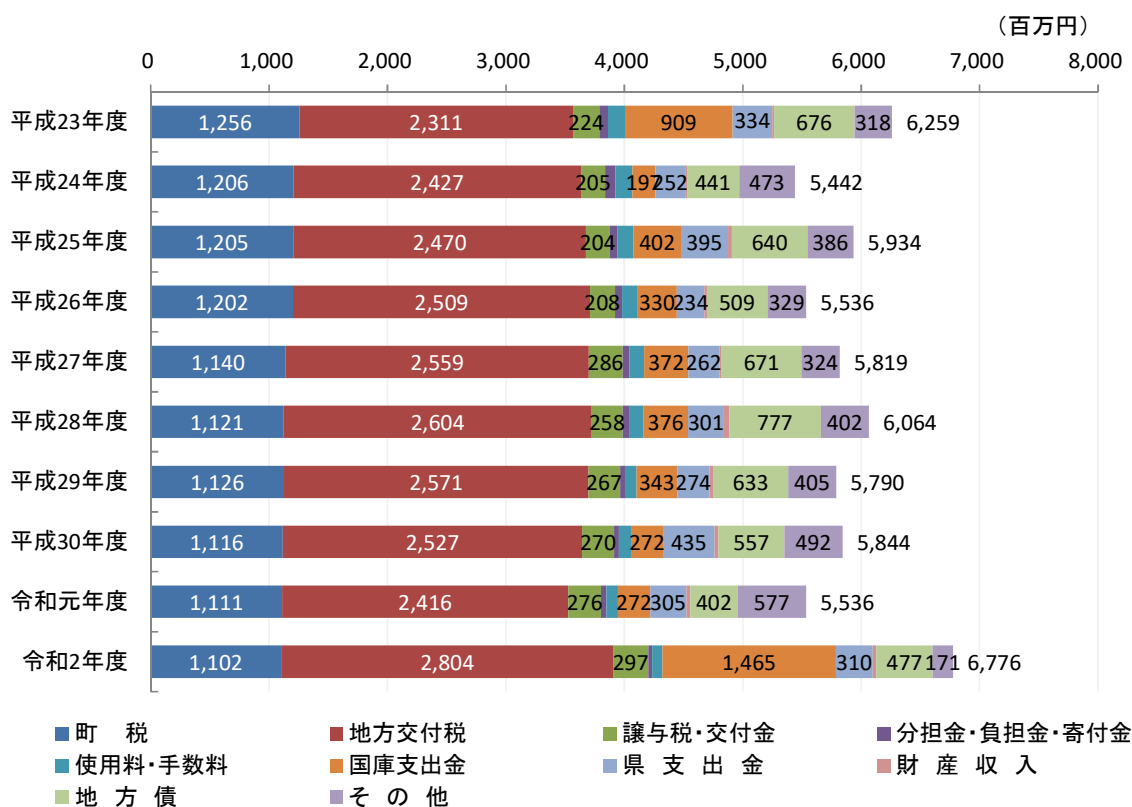
出典：総務課

図表 5：信濃町の歳出の推移

3. 歳入の推移

本町の歳入は、平成23（2011）年度以降、およそ54億円から60億円の間で推移し、令和2（2020）年度に大きく増加しています。内訳をみると、国庫支出金が大きく増加しており、一般財源が62.0%、特定財源が38.0%（令和2（2020）年度）となっています。

今後、人口減少などにより地方税収入の増加が見込めないことから、今後は、厳しい状況になると考えられます。



出典：総務課

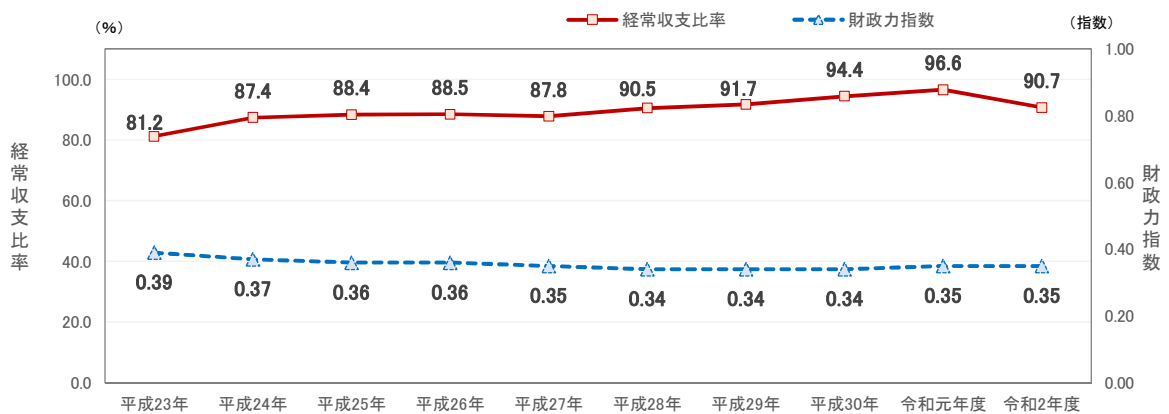
図表 6：信濃町の歳入の推移

4. 経常収支比率

本町の経常収支比率¹の推移を確認します。

経常収支比率は、経常一般財源²に対する経常経費³の割合です。この割合が低ければ、町に自由に使える財源が多く、割合が高ければ、自由に使える財源が少ないこととなります。もし、自由に使える財源が少なければ、公共施設等の改修、更新に当てられる財源も少なくなります。

本町の経常収支比率の推移は、平成 23（2011）年から令和元（2019）年まで上昇が続いていました。令和 2（2020）年に低下していますが、90.7%と高い値となっています。公共施設等に係る投資的経費（改修・建替工事等の普通建設事業）に当てられる財源も少なくなっています。



出典：信濃町 財政状況資料集

図表 7：信濃町の経常収支比率の推移

¹ 経常収支比率：（経常経費に充当する一般財源額）÷（経常一般財源総額）×100（%）で求められます。

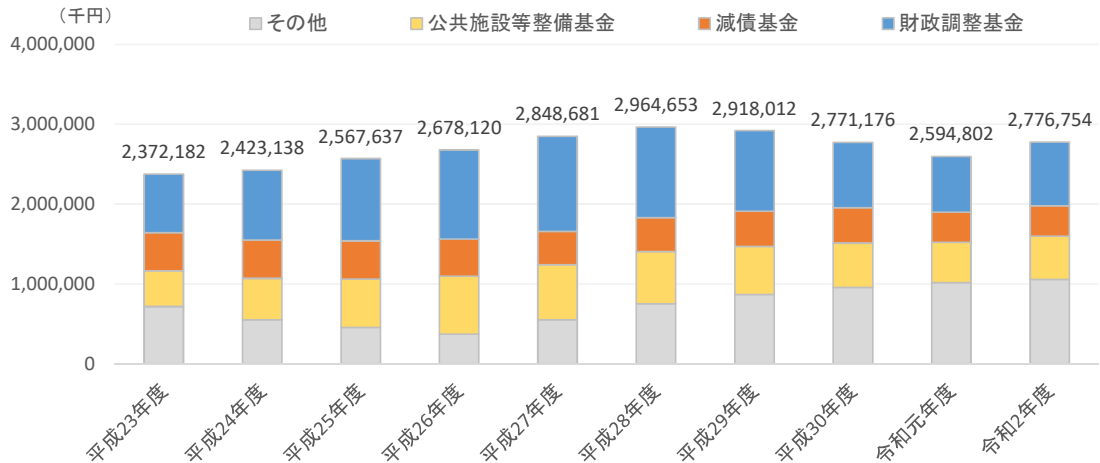
自治体の財政の弾力性を示す指標で、この値が、低ければ低いほど財政に弾力性があり、政策的に充てられるお金があることを示しています。

² 経常一般財源：毎年度決まって入ってくる歳入のうち町税や普通交付税など町が用途を自由に決められる歳入のことです。

³ 経常経費：人件費及び扶助費、公債費などの義務的経費や毎年続けて支出される経費のことです。

5. 基金残高の推移

令和 2（2020）年度の基金残高はおよそ 27.8 億円です。平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度まで減少傾向でしたが、令和 2（2020）年度に増加しました。



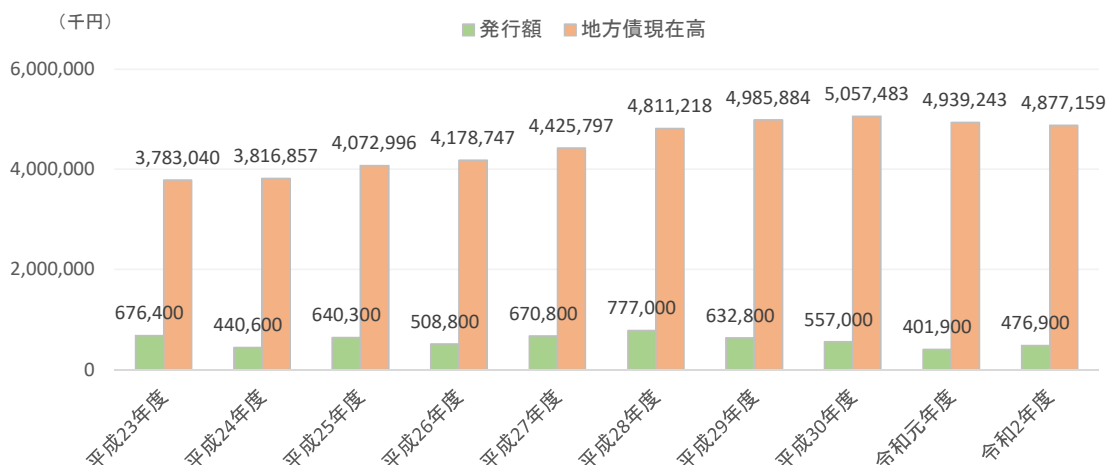
出典：信濃町 総務課

図表 7：信濃町の基金残高の推移

6. 地方債残高の推移

令和 2（2020）年度の地方債発行額はおよそ 4.8 億円です。最も高かった平成 28（2016）年度よりおよそ 3 億円減少しています。

令和 2（2020）年度の地方債現在高はおよそ 48.8 億円です。平成 30（2018）年度まで増加傾向でしたが、令和元（2019）年度から減少に転じています。



出典：信濃町 総務課

図表 7：信濃町の地方債残高の推移

第4章 信濃町の公共施設等の現況

本章では、本町が保有する公共施設等の現況を建築物系施設とインフラ系施設に分けて整理します。

1. 建築物系施設の状況

(1) 建築物系施設の分類

下表は、本町が保有する建築物系施設を総務省が用いている区分により分類したものです。（大分類・中分類は一般財団法人地域総合整備財団が開発した公共施設等更新費用試算ソフトの分類に準拠）

大分類	中分類	施設例
住民文化系施設	集会施設	公民館
	文化施設	童話の森ギャラリー、矢保利の館
社会教育系施設	博物館等	野尻湖ナウマンゾウ博物館、一茶記念館 黒姫童話館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、プール
子育て支援施設	幼保・こども園	園舎、児童クラブ
行政系施設	庁舎等	庁舎
	その他行政系施設	旧小学校校舎 管理事務所、倉庫・物置
公園	公園	便所
供給処理施設	供給処理施設	不燃物最終処分場、堆肥センター
医療施設	医療施設	信越病院、保健センター
学校教育系施設	学校	校舎、体育館
	その他教育施設	教員住宅、給食センター
公営住宅	公営住宅	住宅
その他	その他	車庫、その他

図表 8：信濃町の建築物系施設の分類

(2) 建築物系施設の保有量

本町が保有する建築物系施設は令和3年11月現在で116施設、総延床面積は76,800.15㎡です。本計画の対象とする施設が増加したため、策定時から6,535㎡増加しています。

公共施設の面積割合で見ると、本町が保有する施設のうちもっとも割合が高いのは学校教育系施設（信濃小中学校、信濃小中学校体育館など）で16.0%です。次いでその他施設（旧小学校校舎、旧農協古間支店など）、スポーツ・レクリエーション施設（総合体育館など）が続きます。

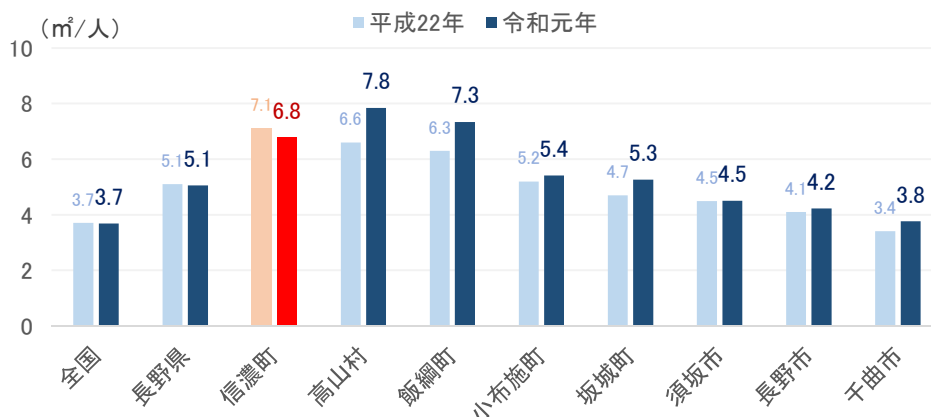
	単位	平成27年度	令和3年度	差
建築物系施設総延床面積	㎡	70,265	76,800	+6,535

図表 9：建築物系施設の総延床面積の変化

施設分類	施設数	延床面積(㎡)	構成比
住民文化系施設	4	6,946.40	9.0%
社会教育系施設	7	7,541.59	9.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	12	10,573.19	13.8%
子育て支援施設	5	3,341.79	4.4%
行政系施設	21	9,243.32	12.0%
公園	12	272.00	0.4%
供給処理施設	3	5,848.31	7.6%
医療施設	12	6,839.15	8.9%
学校教育系施設	9	12,253.00	16.0%
公営住宅	16	2,748.00	3.6%
その他	15	11,193.40	14.6%
合計	116	76,800.15	100.0%

図表 10：建築物系施設の面積割合

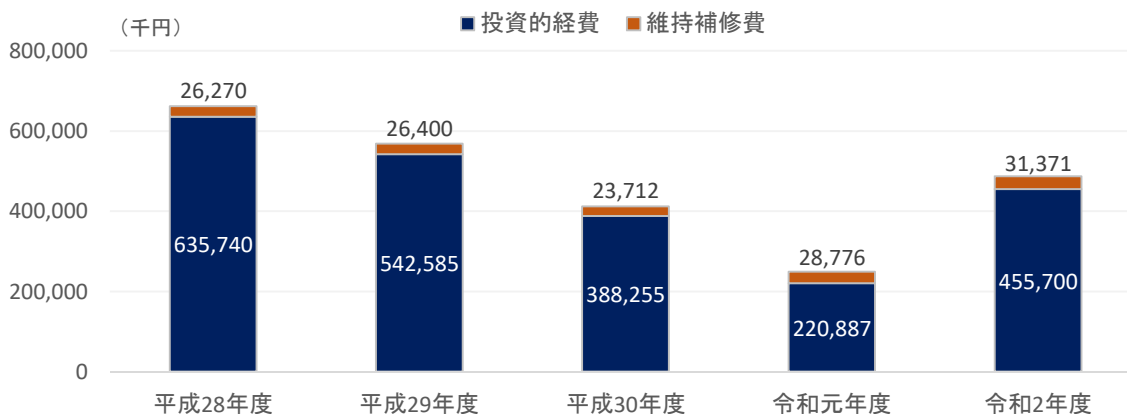
令和元（2021）年の本町の人口1人あたりの公共施設面積は6.8 m²/人です。平成22（2010）年に比べて0.3 m²/人減少していますが、全国、長野県、近隣の市町村と比べると大きい値となっています。



出典：総務省 公共施設状況調（公共施設面積）、総務省：国勢調査（人口）
 ※令和元年の値は、令和元年の公共施設延べ床面積を令和2年国勢調査の人口で除した値です
 図表 11：人口1人あたりの公共施設面積（建築物系施設のみ。近隣市町村との比較）

（3）対策実施状況

令和2（2020）年度の投機的経費はおよそ4.6億円です。令和元（2019）年度まで減少していましたが令和2（2020）年度に増加に転じています。維持補修費は令和元（2019）年度に増加に転じ、令和2（2020）年度には0.3億円となっています。



出典：信濃町 総務課
 図表 11：一般会計における投機的経費と維持補修費の推移

下表に個別施設計画策定後に実施した対策をまとめます。

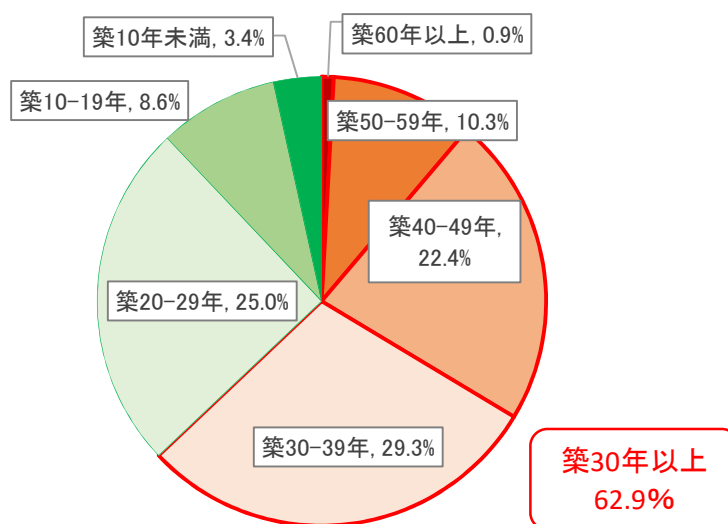
年度	施設分類	施設名	工事内容	区分
令和元年度	公園	黒姫第二駐車場管理詰所公衆トイレ	屋根及び外壁塗装工事	部位修繕
	学校教育系施設	給食センター	大規模改修工事	大規模改修(原状回復)
	社会教育系施設	黒姫童話館	中央監視装置更新工事	部位修繕
	供給処理施設	信濃町堆肥センター 発酵棟	屋根修繕工事	部位修繕
	文化系施設	野尻湖支館	トイレ改修工事	部位修繕
	学校教育系施設	信濃小中学校(体育館)	非構造部材耐震化工事	部位修繕
	社会教育系施設	一茶記念館	トイレ給水管改修工事	部位修繕
令和2年度	公園	黒姫駅前公衆トイレ	公衆トイレ新築工事	新設
	文化系施設	地域交流施設	トイレ改修工事	部位修繕
	文化系施設	富士里支館	トイレ改修工事	部位修繕
	スポーツ・レク施設	いこいの家	トイレ改修工事	部位修繕
	学校教育系施設	上島教員住宅	定住促進住宅改修工事	大規模改修(原状回復)
	その他施設	ノマドワークセンター(矢保利の館)	ノマドワークセンター改修工事	大規模改修(原状回復)
	スポーツ・レク施設	総合体育館	トイレ等改修工事・非構造部材耐震化改修工事	大規模改修(原状回復)
社会教育系施設	野尻湖ナウマンゾウ博物館	トイレ改修工事	部位修繕	

出典：信濃町 総務課

図表 15：対策実施一覧

(4) 老朽化の状況

下図は、建築物系施設を築年数でまとめたものです。建築物の更新の目安は60年、大規模修繕の目安は30年とされています。本町においては、本町が保有する116施設のうち、更新時期の築60年を経過した公共施設は0.9%と少ないものの、大規模修繕時期の築30年を経過した公共施設は全体の62.9%を占めています。今後も築30年を経過する建築物が増加することから大規模修繕のため、費用がかかることが見込まれます。

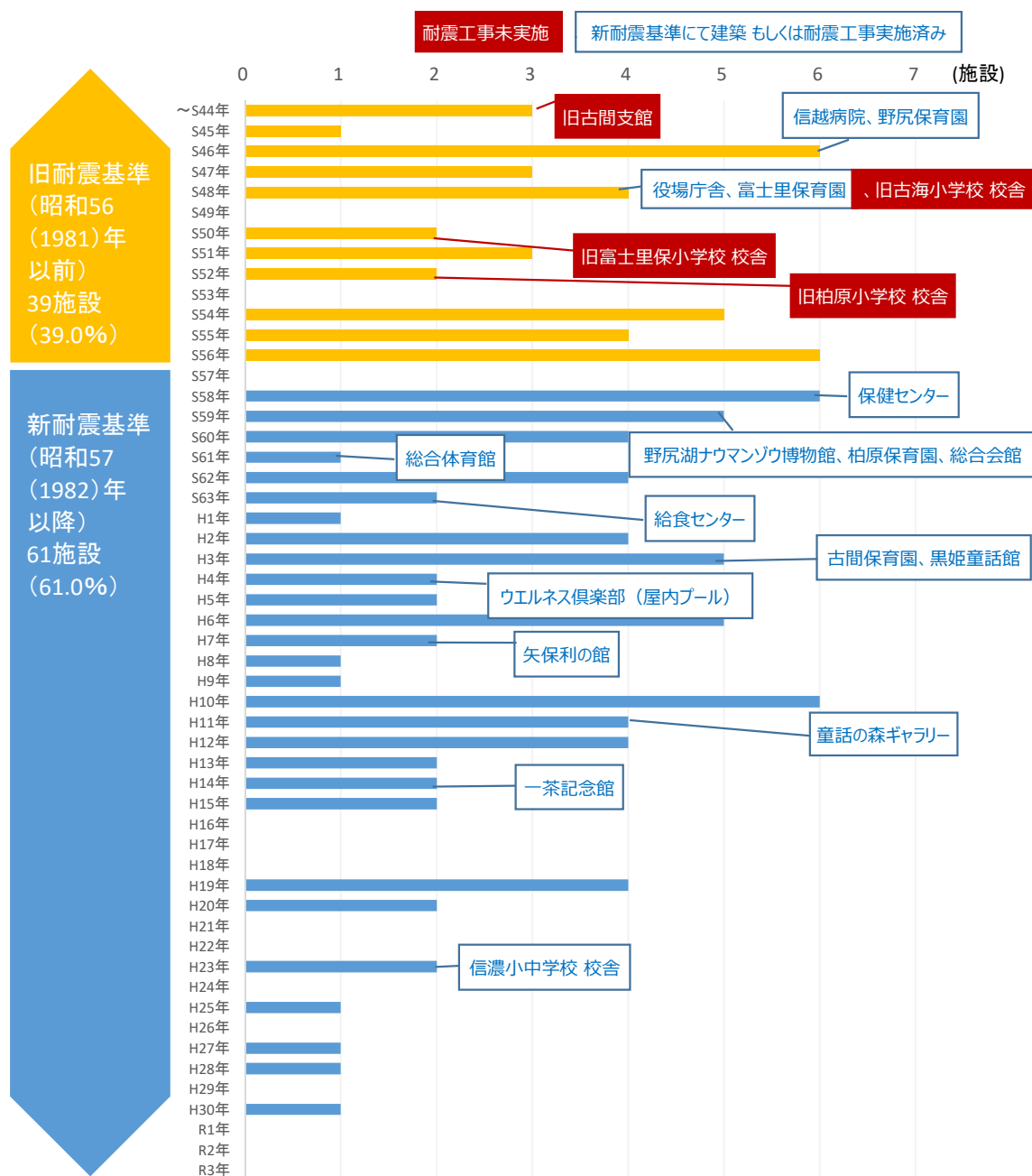


出典：信濃町 総務課

図表 12：建築物系施設の建築年別整備状況

耐震基準でみると、旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前）に建築された施設は 33.6%、新耐震基準（昭和 57（1982）年以降）に建築された施設は 66.4%となっています。

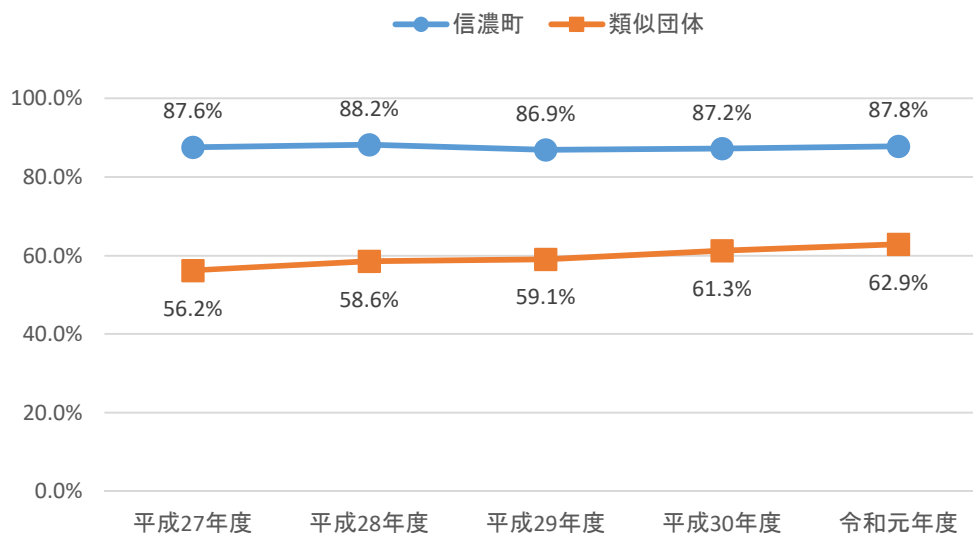
旧耐震基準で建築された施設のうち耐震工事が未実施ものは、旧古間支館、旧小学校校舎などです。



出典：信濃町 総務課

図表 13：建築物系施設の建築年別整備（耐震化）状況

有形固定資産減価償却率⁴は類似団体より高い水準にあります。本計画、個別施設計画に沿って計画的な維持管理を行っていく必要があります。



出典：長野県 令和元年度市町村財政状況資料集

図表 14：有形固定資産減価償却率（類似団体との比較）

⁴ 有形固定資産減価償却率：地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、減価償却累計額／取得価額で算出される。減価償却とは、建物や機械装置など時間の経過等によって価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理である。減価償却累計額が大きい、すなわち有形固定資産減価償却率が大きいほど、資産を購入してからの経過期間が長く、資産価値が減少していることを表している。

2. インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の保有量

本町の令和3(2021)年のインフラ施設の保有量は、町道は307,444m、橋りょうは117本で4,848㎡、上水道は237,6203m、下水道は115,025mとなっています。

本計画策定時と比較すると、道路は3,570m減少し、橋りょうは11本減少し、面積も902㎡減少しています。上水道は5,115m、下水道は178m増加しています。

		単位	平成27年度	令和3年度	差
道路	実延長	m	311,014	307,444	△3,570
橋りょう	本数/面積	本/㎡	128/5750	117/4,848	△11/△902
上水道	総延長	m	232,508	237,623	5,115
下水道	総延長	m	114,847	115,025	178

図表 16：インフラ施設保有量の変化

管種	令和3(2021)年度 (m)
導水管	4,801
送水管	6,055
配水管	226,766
合計	237,623

図表 17：管種別上水道延長

種別	令和3(2021)年度
浄水場(施設)	2
配水池(箇所)	17

図表 18：上水道施設数

管種	令和3(2021)年度 (m)
コンクリート管	1,909
塩ビ管	100,160
その他	12,955
合計	115,025

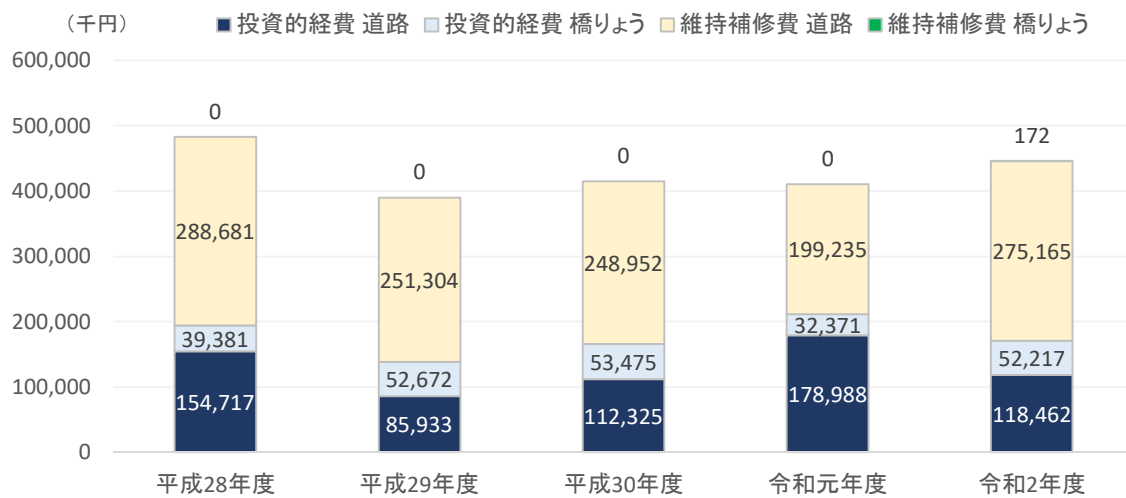
図表 17：管種別下水道延長

種別	令和3(2021)年度
下水処理施設	2

図表 18：下水処理施設数

(2) 対策実施状況

令和2(2020)年度の投機的経費は道路がおよそ1.2億円、橋りょうがおよそ0.5億円です。維持補修費は道路がおよそ2.8億円となっています。



出典：信濃町 総務課

図表 11：一般会計における投機的経費と維持補修費の推移（道路、橋りょう）

第5章 公共施設等にかかる将来負担の見通し

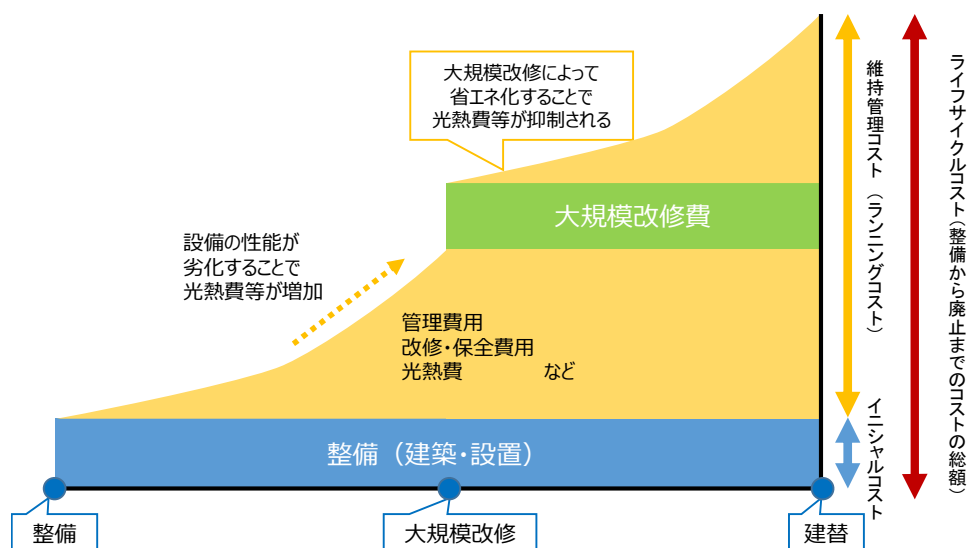
本章では、今後、公共施設等を保有するために必要な将来負担を試算し、現状・課題を整理します。試算にあたっては、建築物系施設については文部科学省のシミュレーションソフト、インフラは一般財団法人地域総合整備財団が開発した公共施設等更新費用試算ソフト⁵を活用しています。

1. 公共施設等にかかる費用の概要

公共施設等にかかる費用は、公共施設等の整備をしてから廃止するまでの費用はインシヤルコストと維持管理コストに分けられます。インシヤルコストは公共施設等を整備（建物の建築やインフラの設置）する際にかかる費用です。維持管理コストは、管理費用、改修・保全費用、光熱費など公共施設等を運用する際にかかる費用のことです。インシヤルコストと維持管理コストをあわせてライフサイクルコストといいます。

仮に、インシヤルコストが安くても維持管理コストがかかってしまうのであれば、ライフサイクルコストは高くなってしまいます。逆に、インシヤルコストが高くても維持管理コストがかからなければライフサイクルコストは抑制することができます。

以下の将来費用試算では、主に更新（大規模改修、建替）費用を対象にしていますが、公共施設等の整備にはライフサイクルコストを見据えることが重要となります。



図表 20：公共施設等の整備から廃止までのコスト

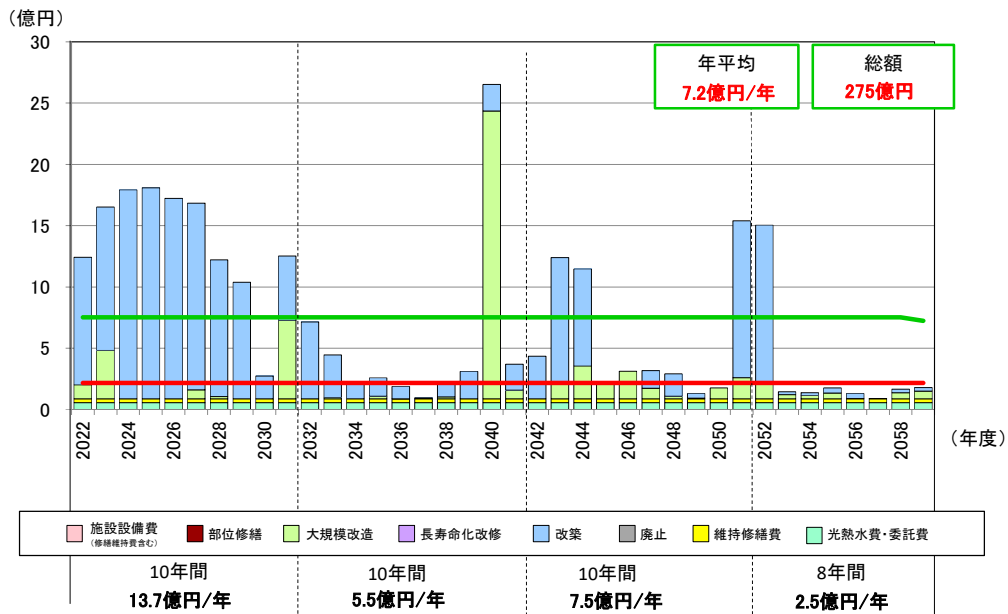
⁵ 公共施設等更新費用のシミュレーション条件は資料編に記載しました。

2.将来の建築物系施設の更新費用

(1) 従来型のコスト試算

建築物系施設の令和4（2022）年から令和41（2059）年の更新費用をみると、従来どおり、公共施設建設後40年前後に建替えを行った場合、今後のコストは合計275億円、年平均7.2億円/年と試算されます。

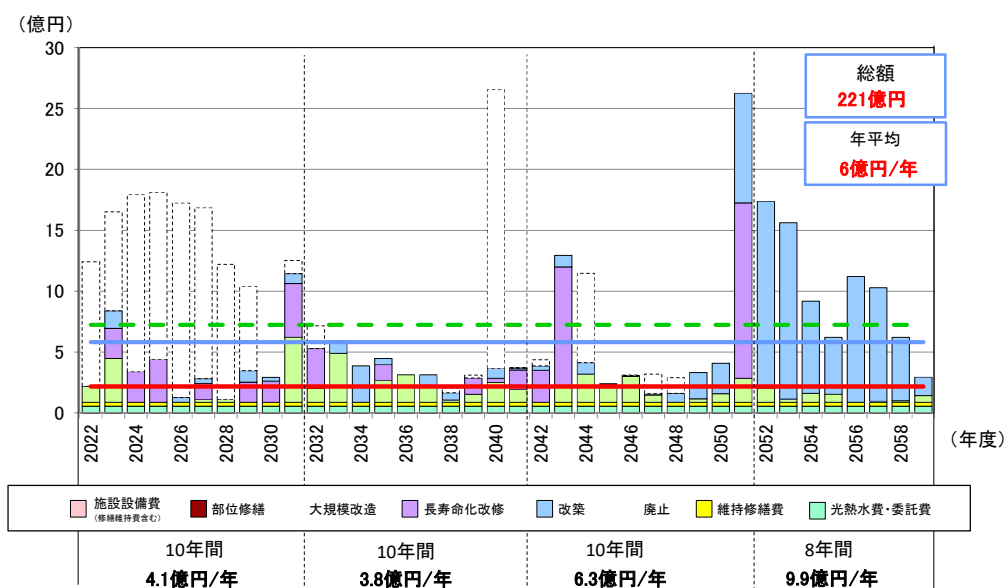
図表 21：建築物系施設の更新費用シミュレーション結果（従来型）



(2) 長寿命化型のコスト試算

原則として新規の公共施設等の整備を行わず、建物系施設については従来の建替え中心の更新から損傷が軽微な段階から機能・性能の保持、回復を図る予防保全型の更新を行い、施設等の長寿命化を図ることとした場合のコストは合計 221 億円、年平均 6.0 億円/年と試算されます。

図表 22：建築物系施設の更新費用シミュレーション結果（長寿命型）

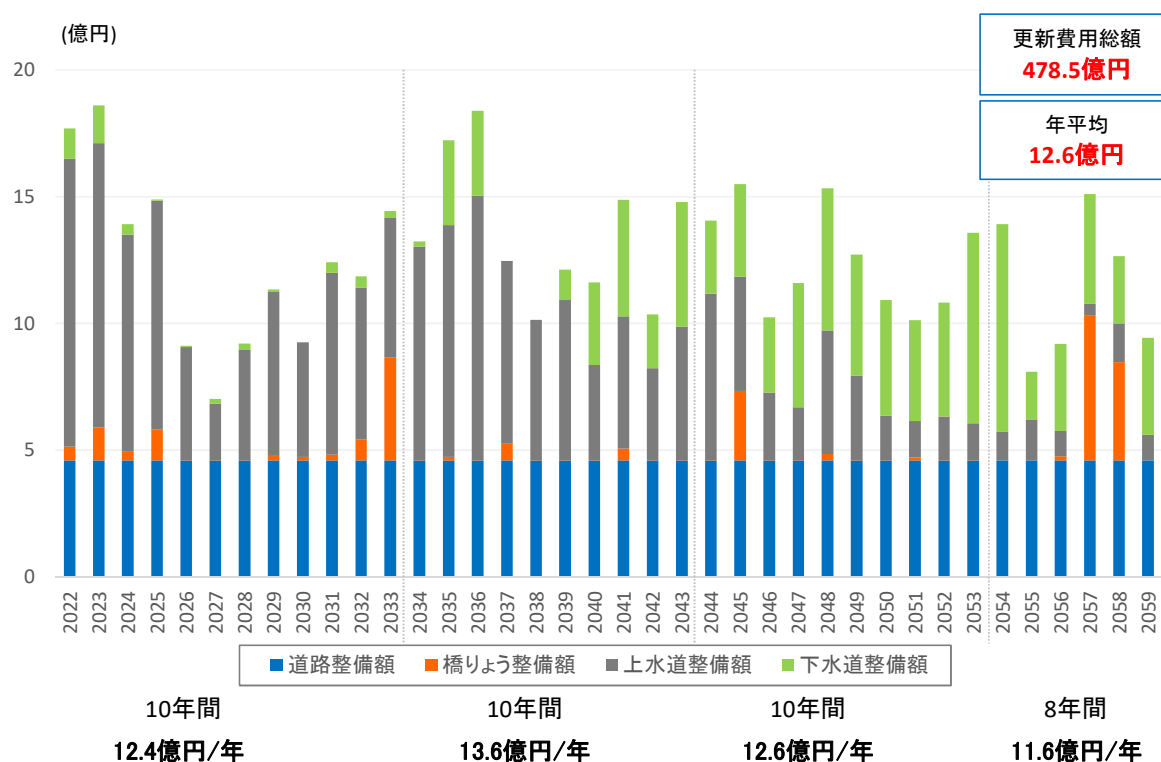


※文部科学省の学校長寿命化計画に係る更新費用シミュレーションシートにより算出した。また、個別施設計画策定時の推計結果に公営住宅に係る費用を合算している。

3.将来のインフラ施設の更新費用

下図は、本町が現在保有する道路、橋りょう、上下水道の全てを保有する場合の必要コストを試算した結果です。これによると今後 38 年間で、総額 478.5 億円、年平均でおよそ 12.6 億円が必要となると考えられます。

図表 23：インフラ施設の更新費用シミュレーション結果



第6章 公共施設等の課題

本章では、先述した公共施設等の現状や更新等の費用見通しを踏まえた課題をまとめます。

1. 施設の老朽化

建築物系公共施設の69.2%が築30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況です。今後、施設の安全や品質を保つために大規模な改修や建替が必要になります。

また、インフラ施設についても、維持・更新を定期的に行わなければなりません。

建築物系公共施設、インフラ施設ともに、利用状況を踏まえ、大規模修繕・更新をする施設、廃止する施設を判断する必要があります。

2. 財源の確保

本町の人口1人あたりの公共施設面積は6.8㎡/人となっています。平成22年から0.3㎡/人減少していますが、近隣市町村と比べると高い値です。第5章で示したとおり、現存する全ての施設を維持するためには、多額の費用が必要となります。長寿命化を行ったとしても更新費用試算は令和41(2059)年まで、合計669.5億円、年平均で17.6億円が必要です。

また、施設を廃止する場合も解体費用が発生することを踏まえ、将来の負担を軽減するため基金の積み立てや有利や起債、国県の補助金などの財源の確保が必要となります。

3. 住民ニーズの変化

人口推計の結果、本町の人口は減少傾向にあり、高齢化率も上昇するものとみられます。人口構成の変化や住民ニーズの変化に応じた公共施設のあり方を考えていく必要があります。

公共施設が多く整備された昭和40年代、50年代に比べ、年少人口が少なく、老年人口が多くなっており、人口構造は大きく変化しています。今後の動向を注視し、変化する住民のニーズに沿った公共施設等を整備・維持する必要があります。

第7章 基本的な方針と目標

今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針と目標および管理体制を記します。

1. 基本方針

前述した課題のとおり、今後は、維持管理コスト、人口減少や人口構成、ニーズの変化に応じて、公共施設等の総資産量の適正化の検討をする必要があります。また、限られた財源で公共施設等の維持管理を通して、町民が安全に公共施設等を利用できる環境を保たなければなりません。本町では、下記の基本方針に則り、公共施設等の管理を実施します。

(1) 公共施設等の長寿命化の推進

原則として新規の公共施設等の整備を行わないことから、現状保有する公共施設等をできる限り長期間使用します。そのため、事後保全（修理）型の維持管理から劣化・損傷が発生する前に補修・修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。

特に、鉄筋コンクリート造等の大規模な建築物系施設については、下記の改修周期を設定します。損傷が軽微な段階から機能・性能の保持、回復を図るために、築20年程度経過後に部位ごとに修繕や更新を行っていきます。築40年程度経過後には機能向上を図る長寿命化改修、築60年程度経過後に再度、予防保全的な改修等を行うことよって目標耐用年数（建替年数80年）を目指します。

あわせて、公共施設等の寿命を計画的にコントロールすることで、補修・修繕にかかる費用を分散し、歳出の平準化を図ります。

また、国が示す地球温暖化対策の推進を図るため、公共施設の改修、更新時にあわせて再エネ資源の活用などの検討を行い脱炭素（カーボンニュートラル）の実現を目指します。

(2) 建築物系施設の延べ床面積の縮減

本町の人口1人あたりの建築物系公共施設面積は国、長野県、近隣市町村と比べると高い値となっており、公共施設等の更新費用推計結果によると、今後、年平均6億円の費用が発生すると考えられます。

町の予算には限りがあることから、原則として、更新（大規模改修、建替）を除く新規の公共施設等を整備しません。あわせて、上位計画、関連計画を踏まえて、必要最低限の公共サービスを持続します。

例外として、振興計画及び信濃町過疎地域自立促進計画等における事業で新規に整備する必要がある場合は、中長期的な計画を立て、費用対効果を十分に考慮して行います。

(3) 安全の確保

常に、町民が安心して公共施設等を利用できるよう、日常的・定期的に点検・維持管理・保全を行います。点検・維持管理・保全は項目や方法等を整理し、計画的に行います。

避難所として指定している体育館をはじめ、公民館、保育園等の主だった施設は「信濃町耐震改修促進計画」に基づき耐震化を実施済みですが、その他の施設にあつては、必要に応じて耐震診断を実施し、長期的な視野で利用状況や費用等を考慮しつつ、更新、統廃合等を含めた施設のあり方について検討します。

(4) 総合的かつ計画的な管理

公共施設等の管理については、本計画を踏まえて、公共施設等を管理する部署が施設の点検・診断等を実施し、個別管理計画の策定を進め、実行します。総務課が、庁内調整をしつつ全体的な進行管理を行い、無駄のない総合的かつ計画的な管理を実施します。

また、全庁的な公共施設等の管理を推進するために職員が共通認識を持ったうえで、取り組むことが重要です。このため、各施設を管理する職員を対象とした研修（連携中枢都市圏の職員研修会やセミナーへの参加など）を推進します。

(5) 民間活力の導入の検討

国の策定指針に基づき、施設のサウンディング調査の実施や民間移管（賃貸、譲渡）、指定管理者制度、PFI⁶/PPP⁷などの民間活力を導入することで、効率的で質の高い公共サービスを提供できる場合には積極的に検討を行います。

(6) 広域的な連携を検討します

連携中枢都市圏事業において、近隣自治体における公共施設共同利用、共同設置について研究し、広域的な連携について検討を進めます。

⁶ PFI:Private Finance Initiative (プライベート ファイナンス イニシアティブ) とは、民間の資金、経営能力、技術的能力などを活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のことです。

⁷ PPP:Public Private Partnership (パブリック プライベート パートナーシップ) とは、行政（官）と市民・自治会・各種団体・NPO・企業・大学などの民との連携により、公共性の高い事業等を効率・効果的に提供するための手法のことです。

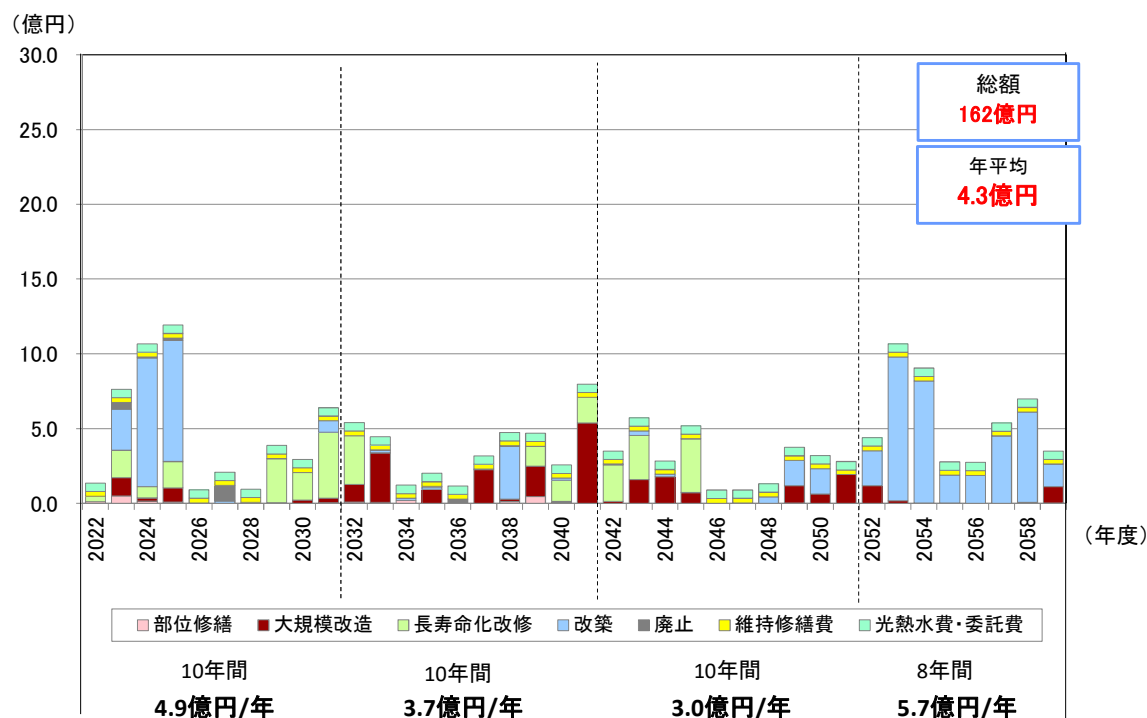
2. 目標

(1) 建築物系施設

建築物系施設は、長寿命化工事と合わせて個別施設計画で定めた施設ごとの方向性(統合、複合、廃止など)を落とし込んだ、中・長期計画により令和27(2045)年までに、延床面積を12%縮減することを目標とします。

また、施設の改修費等の費用を平準化し、令和4(2022)年から令和41(2059)年までの38年間で従来型の更新費用から113億円の縮減を目指します。

項目	現状値		目標値
公共施設延べ床面積の合計	76,800 m ² (令和3(2021)年)	⇒	67,584 m ² (12%縮減) (令和27(2045)年)
令和4(2022)年から令和41(2059)年までの更新費用	275 億円	⇒	162 億円 (113 億円の削減)



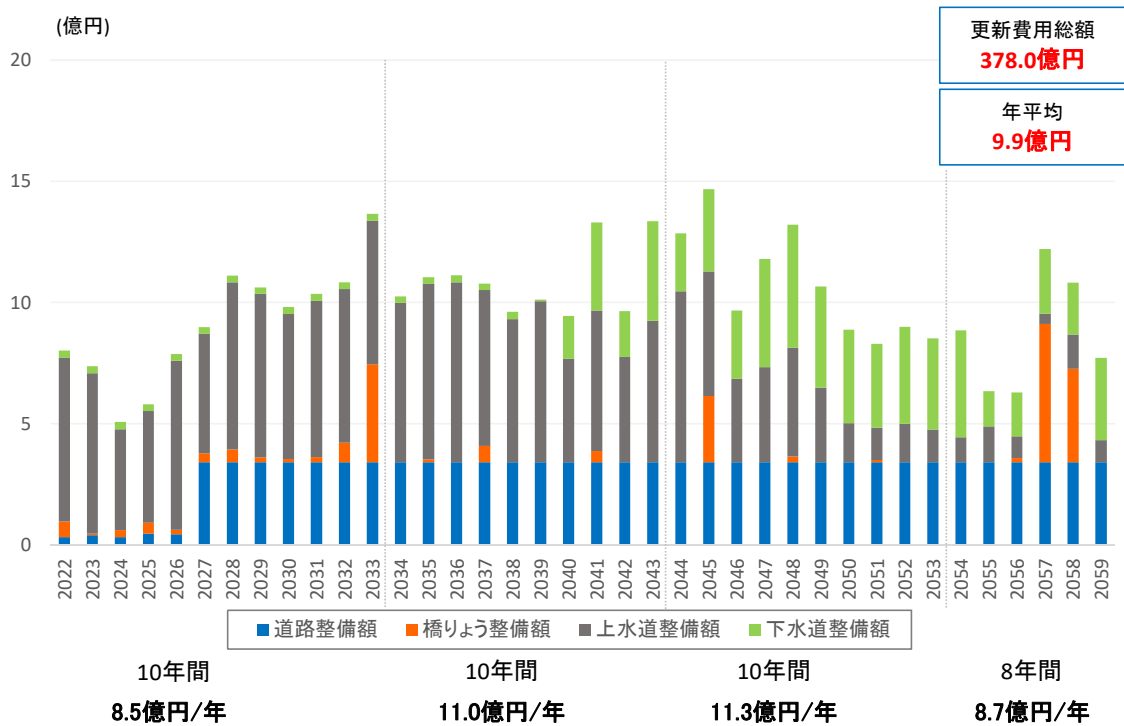
図表 25：建築物系施設の目標値

(2) インフラ系施設

インフラ系施設は、住民のライフラインであることから、原則として、予防保全による長寿命化を行うことにより更新費用を縮減します。随時、劣化状況等を確認し、各長寿命化計画等に即して効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

インフラ資産の目標については、令和4（2022）年から令和41（2059）年までの38年間で100.5億円の更新費用の縮減を目指します。

項目	現状値		目標値
令和4(2022)年から令和41(2059)年までの更新費用	478.5億円	⇒	378.0億円 (100.5億円の削減)



図表 25：インフラ施設の目標値

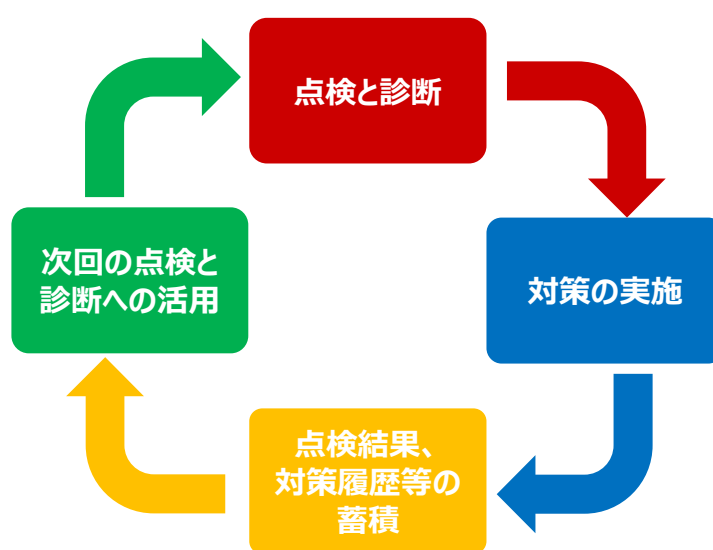
※ 道路整備費については、令和8年までの長寿命化計画を反映。以後は従来型の更新期間15年から20年に延長させた場合の試算結果を反映。

※ 橋りょう整備費については、令和10年までの長寿命化計画を反映。以後は従来型の更新費用を反映。

3. 管理体制

全ての施設等において、部署横断する体制を確立することで効率化を図るため、既存の振興計画庁内策定委員会を活用し、下図のようなメンテナンスサイクルに沿って、全体的・一元的に公共施設等の適正管理に取り組みます。

また、現状は公会計システムの資産台帳機能により施設等の把握を行っているに過ぎないため、施設の詳細な状況や経年の維持管理等が明らかでなく、より効率的な維持管理が可能となるよう施設管理システムの導入を検討していきます。



図表 26 : メンテナンスサイクルのイメージ

第8章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第7章に示した基本方針を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本方針を記します。

1. 建築物系公共施設の維持管理方針

(1) 文化系施設

文化系施設は、総合会館、野尻湖支館、地域交流施設、富士里支館です。これらは指定避難所となっていますが、すべて築30年以上経過しています。

利用状況や人口減少を踏まえ、指定避難所として求められる機能を総合的に判断したうえで、計画的な改修、点検及び修繕を行っていきます。

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設としては、野尻湖ナウマンゾウ博物館、黒姫童話館、一茶記念館などがあります。このうち、野尻湖ナウマンゾウ博物館、収納庫、一茶記念館民俗資料棟は築30年以上経過しています。

野尻湖ナウマンゾウ博物館は、今後も同等の利用が見込まれるため、機能維持を図りながら、計画的な改修、点検及び修繕を行っていきます。ただし、収納庫は用途に対して過大な建物となっており、改築の際にダウンサイジングを検討します。

そのほかの施設は入館者数が減少傾向となっており、今後、運営方針及び施設の方向性について検討を進めます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、総合体育館、社会体育施設、ウェルネス倶楽部などです。

指定避難所となっている総合体育館、社会体育施設及び一定の利用者がある黒姫運動施設クラブハウスについては、求められる機能を総合的に判断したうえで改修を行っていきます。

ウェルネス倶楽部、いこいの家は築30年以上が経過していることに加えて、利用者数が減少傾向となっており、今後、運営方針及び施設の方向性について検討を進めます。

黒姫管理棟、運動広場更衣室、古間グランドクラブハウスについては一定の利用がみられるため、必要最小限の部位修繕を行い、現状を維持します。

(4) 子育て支援施設

子育て支援施設は、4つの公立保育園と信濃町児童クラブです。このうち柏原幼稚園、古間保育園以外は、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられていますが、平成24年度に耐震化工事が済んでいます。

保育園は、今後の園児数の減少を考慮したうえで、統廃合について検討していきます。なお、方針が決定されるまでは部位修繕により、機能維持を図っていきます。

信濃町児童クラブは今後、信濃町小中学校の空き教室への移転を検討します。

(5) 行政系施設

行政系施設のうち、もっとも規模の大きい役場庁舎については、平成25年度に災害時など防災拠点施設として活用するために、耐震補強及び改修工事が済んでいます。町行政の中核であり、防災拠点となることから機能維持を図りながら計画的な改修、点検及び修繕を行っていきます。ただし、役場第2庁舎は老朽化が著しいため、廃止とします。廃止時期は使用状況を踏まえて検討を進めます。

また、ふるさと天望館、ノマドワークセンターなど今後も利用が見込まれる施設や消防団本部は、機能維持を図りながら、計画的な改修、点検及び修繕を行っていきます。

富士里牧場内の畜舎、倉庫といった老朽化が進んでいる施設は運営方針及び施設の方向性について見直しを行ったうえで改修を行います。

(6) 公園

公園等に設置された施設は、今後も同等の利用が見込まれるため、機能維持を図りながら、必要に応じて修繕を行っていきます。

(7) 供給処理施設

本町が保有する供給処理施設は枅形処分場、信濃町堆肥センターです。枅形処分場は築39年、信濃町堆肥センターは築16年が経過しています。どちらの施設も町内には代替する施設がないことから、計画的に改修工事を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

(8) 医療施設

信越病院は築40年以上、保健センターは築30年以上経過しています。令和7年度に移転建替が予定されています。信越病院と同一敷地にある保健センターと高齢者住宅については、病院の移転建て替えに合わせて方向性を検討します。

古海診療所は、計画的に改修工事を行い、長寿命化を図っていきます。

利用が見込まれる医師住宅とひだまりセンター、いきいき倶楽部は計画的に改修工事を行い、施設の維持を図っていきます。

(9) 学校教育系施設

町内の小中学校は、平成24年に新設された信濃小中学校に統合されています。今後は、児童・生徒数の減少が見込まれることから、教育内容等の変化に対応した計画的な維持管理、空き教室の活用を検討します。

教員住宅は、老朽化が進んでいる施設も多く、児童生徒数の減少に伴う職員配置や職員ニーズを踏まえ、改築、改修、廃止を判断します。

(10) 公営住宅

公営住宅の中には、築30年以上経過しているものもあり、「信濃町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理が必要となります。将来的には、公営住宅周辺の公共施設、民間施設などの環境変化や地域性、人口減少などを考慮し、長期的な視野で施設のあり方について、改修、廃止を含めて慎重に検討します。

(11) その他

その他の施設は、各地区の集会所、信濃小中学校開校にともなって閉校となった各地区の旧小学校校舎などです。

各地区の集会所は、今後、改築時期を迎えますが運営主体は地域・組であることから施設の存続に伴う改築等の判断は地域・組と協議にすることとします。

閉校となった各地区の旧小学校校舎については、活用が見込めないため廃止し、更新費用の削減を図ります。

2. インフラ施設の維持管理方針

(1) 道路

道路は、平時の日常生活や地域間交流、経済・社会活動を支えるとともに、災害時には被災者の避難、救出、救助等に活用される基礎的なインフラです。

道路法等の一部を改正する法律（以下、改正道路法という）に基づき、近接目視で5年に1回の頻度で、全国統一的な尺度で健全性の診断を行うことを基本とし、予防保全の観点で踏まえた点検を含む維持・修繕に取り組みます。

(2) 橋りょう

道路と同様に、改正道路法に準拠するとともに「信濃町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷を早期に発見し、修繕を的確な時期に行うことで補修費の低減を図ります。

また、計画的な修繕工事の実施により、予算の縮減と、突然の不具合による応急工事等の費用を低減します。

(3) 上下水道

上水道については、「信濃町水道事業ビジョン」に示されているとおり、20年後には多くの水道施設が老朽化し、施設の更新が必要となります。一方、利用者である人口は減少すると見込まれます。このことから、優先順位を付け、各施設の統廃合や規模縮小を進めます。

下水道についても管渠等老朽化の進行、人口減少などを踏まえ、集合処理区域の見直し、設備等の長寿命化修繕などの予防保全的管理を進めていきます。

また、農業集落排水処理施設にて実施する機能診断の結果を踏まえ、処理場の統廃合も視野に入れる中で、今後検討をしていきます。

一部事務組合で運営する、し尿処理施設については施設の老朽化や投入量の減少に伴い、廃止されることになっています。今後は、人口減少による需要量を見込み下水道施設へのし尿の直接投入に切り替えます。

施設種別	施設数	現在 (H26)		10年後 (H36)		20年後 (H46)	
		老朽施設数	老朽施設割合	老朽施設数	老朽施設割合	老朽施設数	老朽施設割合
取水施設	20箇所	9箇所	45%	16箇所	80%	19箇所	95%
浄水施設	2箇所	0箇所	0%	0箇所	0%	0箇所	0%
配水池	20池	1池	5%	3池	15%	15池	75%
管路	221,690m	54,443m	25%	86,902m	39%	133,774m	60%

注) 1. 取水施設は休止中の水源を除く施設数である。

2. 管路は、上水道のみの管路延長である（簡易水道と飲料水供給施設は管路布設年度不明のものがあるため）。

出典：信濃町水道事業ビジョン

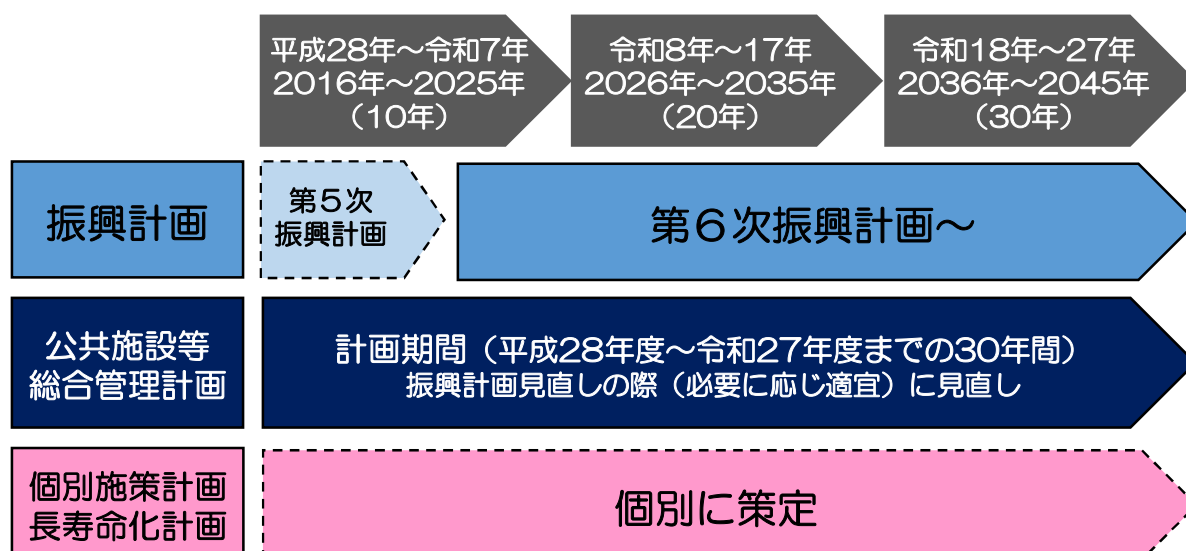
図表 27：上水道施設の老朽化割合の推移

第9章 フォローアップの実施方針

最後に、公共施設等の管理のフォローアップ実施方針を記します。

1. フォローアップの進め方

本計画は、今後の財政状況や環境の変化や個別管理計画に基づく取組状況、利用状況、人口動態の変化に応じて、サービス水準、費用などを総合的に勘案し、PDCA サイクルを実行し、適宜、必要な見直しを行います。また、上位計画である「長期振興計画」の見直しの際や必要に応じ、適宜本計画の見直しを行います。



図表 28：本計画の計画期間（再掲）

2. 町議会や町民との情報共有

公共施設等の適正配置の検討にあたっては、町議会や町民に対し、適宜、情報を提供し、町全体での相互理解や共通認識を形成します。